

03 最近の動向

ペットオークション・ブリーダーへの一斉調査について

犬猫以外の飼養管理基準の改正について

令和6年2月15日公表

ペットオークション・ブリーダーへの 一斉調査について



概要

令和5年11月、犬又は猫を扱うペットオークション運営業者やブリーダーについて、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）の遵守状況を確認するべく、環境省から、法に基づく事務を担う都道府県及び政令指定都市に対して、一斉調査を依頼した。

資料2-1

令和6年2月15日（木）

ペットオークション・ブリーダーへの一斉調査結果について

1. 令和5年11月、犬又は猫を扱うペットオークション運営業者やブリーダーについて、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）の遵守状況を確認するべく、環境省から、法に基づく事務を担う都道府県及び政令指定都市に対して、一斉調査を依頼した。
2. その結果、全国のペットオークションで取引された犬又は猫のうち、多くの犬又は猫について生年月日の改ざんがなされていることが強く疑われた。また全国で調査されたブリーダー約1400事業所※のうち約5割にあたる約700事業所に法令違反が確認された。
※ 都道府県又は政令指定都市は、環境省が提供した犬又は猫の生年月日の曜日に偏りがあるブリーダーの一覧を参考に、調査対象を選定した。
3. 現在、都道府県又は政令指定都市において、法令違反が確認されたブリーダーに対して個別に勧告等の指導監督を行っている。環境省としてもペットオークションを含む関係業界に対し、生年月日の改ざんなどの防止に関する要請をするともに、必要な制度の改善等を検討していく。

結論

全国のペットオークションで取引された犬又は猫のうち、
多くの犬又は猫について生年月日の改ざんがなされていること
及び当該犬猫を出品したブリーダーが幼齢販売規制等に違反していることが強く疑われた。

また、一部ブリーダーが犬猫の生年月日を改ざんし、幼齢販売規制等に違反していることが確認された。

また、犬猫のオークション運営業者には、基準省令第2条第7号テに基づき、競りに参加するブリーダーに対して関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取する義務が課せられているにも関わらず、生年月日が改ざんされた幼齢の犬猫を取り扱っていることが疑われた。

今後の対応

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)

資料 1 - 2



■ 犬猫の8週齢規制について実効性を担保するための省令改正を行うもの。

背景

令和5年11月に実施したペットオークション・ブリーダーへの一斉調査の結果、全国のペットオークションで取引された多くの犬又は猫の生年月日が改ざんされている疑いが判明した。

8週齢規制違反を取り巻く課題

① 出生から販売直前までの個体管理が制度上未担保

ブリーダーには繁殖実施状況記録台帳に犬・猫等の生年月日等を記録する義務が課せられているが、出生後も継続して個体に関する情報を記録する規定はない。

個体管理のためにブリーダーにはマイクロチップの装着義務があるが、装着は販売直前の56日齢頃となり、それ以前に個体管理する仕組みはない。

② 8週齢規制遵守について購入した事業者による確認手段が不十分

オークション又はペットショップはブリーダーから動物を購入する際に、8週齢を経過した個体であることを確認する手段がほとんどない。

また、犬猫を購入する一般の方も、8週齢規制の遵守状況等について説明を受けることがない。

上記により、業者作成の繁殖台帳の記載内容の真正性が確保できていない。

今後の対応

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)



対応案

① 台帳の新設により交配からマイクロチップ装着まで子犬・子猫を個体管理

⇒マイクロチップ制度と合わせ、犬猫の生涯を通じた個体管理を実現

➤ 飼養管理基準第2条第6号ハ及び第7号改正及び新たな告示

：ブリーダーへ、新たに子犬・子猫の個体管理台帳の記載・保管を義務づける。

また個体管理台帳（新規）及び繁殖実施状況記録台帳（既存）の記載事項を、告示で具体化することを規定。

今後の対応



飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)

対応案

②犬猫の販売時に、①の台帳の情報について、 売買当事者となる業者間の確認や一般飼主への説明を義務化

➤オークション/ペットショップの確認方法具体化

飼養管理基準第2条第7号リ及びテ改正

：オークション/ペットショップがブリーダーと取引する際に、ブリーダーの遵法状況確認方法として、
①の個体管理台帳の確認を具体化。

➤販売時の重要事項説明事項の拡大

施行規則第8条の2第2項、飼養管理基準第2条第7号ホ等改正

：ブリーダー（直販の場合）及びペットショップは、一般の方への販売時の重要事項説明時に、
個体管理台帳の写しを用いた、8週齢規制及びその遵守状況の説明を追加。

今後の対応

(中央環境審議会動物愛護部会第64回)

飼養管理基準省令等の改正について

(犬猫の8週齢規制に係るもの)



【新たな個体管理台帳 記載イメージ】 ※子犬・子猫の個体ごとに1シート作成
※記載項目等は未確定（告示での規定を想定）

親個体の交配年月日	R○.○.○								
親個体・雌(マイカチップ®番号等)	392140011111111								
親個体・雄(マイカチップ®番号等)	392140011223344								
犬猫の別	犬								
品種	ミックス								
生年月日(親個体の出産年月日)	R○.○.○								
日齢	0日	7日	14日	21日	28日	35日	42日	49日	56日
体重	○g	○g	○g	○g	○g	○g	○g	○g	○g
写真									
マイカチップ®番号	392140012345678								
備考									

今後の対応

(中央環境審議会動物愛護部会第64回)

飼養管理基準省令等の改正について (犬猫の8週齢規制に係るもの)



今後のスケジュール（予定）

～令和6年中

第64回動愛部会（諮問）

事務局での条文化作業

パブリックコメントの実施

第65回動愛部会（答申案の審議）、答申
省令改正

～令和7年中

改正省令の施行

更なる対応について

- 今回示した省令・告示改正により、販売時の監視は強化されるが、販売前の監視は強化されないため、販売前に犬猫の生年月日等が改ざんされる懸念が残る。
- そのため8週齢規制の実効性を担保するために、今回示した省令改正に留まることなく、更なる対応が必要である。
- 立法府における動物愛護管理法の改正に関する議論を踏まえ、今後も必要な対応を検討していきたい。

STOP!

犬や猫を飼う前に
生まれた日を確認しよう!



生後56日までの
犬猫販売!



🐾 お知らせ 🐾

2025.1.31

「STOP!生後56日までの犬猫販売!」ホームページを公開しました。



🐾 犬や猫を飼う前に注意すべきこと 🐾

飼う前

犬や猫は、成長にともない、体のサイズが大きくなります。

小さくて可愛い!という理由だけで、衝動買いすることはやめましょう。

お迎えしてから生涯お世話し続けることができるか、じっくり考えてから、飼うことを決断してください。

買う時

ブリーダーやペットショップが犬や猫などを販売する際には、生年月日や動物の適正な飼養のための説明を対面で行う義務があります。いつ生まれたか、ペットショップに来た日が生まれた日から56日を経過しているか(いつペットショップに来たか)、よく確認しましょう。

✓ もし、怪しいと思ったら…

生まれてから56日を経過していない犬や猫の販売や、生年月日の偽装など疑われる事業者から購入することは控えましょう。また、違反している事業者がいた場合は、都道府県等の動物愛護管理局へご相談ください。



違反が確認された場合
法第23条に基づく勧告、法第24条に基づく報告徴収、勧告後も違反を行う等の悪質な場合は、法第23条に基づく命令、さらには法第19条に基づく登録取消等
→命令に違反した場合、100万円以下の罰金



犬猫以外の 飼養管理基準の改正について

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループ



飼養管理基準

現行の飼養管理基準（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業者が取扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令）では、犬猫に関する基準のみ具体化されている。

検討経緯・今後の予定

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

- R4 ・ 検討方針
- ・ 調査結果
- R5 ・ 基準案 ※一部を除き了承済み
- ・ 基準の解説書の記載イメージ
- R6 ・ 基準案の検討
- ・ 基準案の解説書案の検討

爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループ

- R4 ・ 検討方針
- ・ 調査結果
- R6 ・ 基準策定に向けた検討

R7以降

【犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準】 中央環境審議会動物愛護部会の審議、パブリックコメント等諸手続を経て公布

【爬虫類の飼養管理基準】 ワーキンググループでの検討結果を踏まえて本検討会で検討。

爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループ



動物愛護部会